

横浜市出産・子育て応援金事業実施要領

制 定 令和 5 年 2 月 1 日 こ地字第 2629 号(こども青少年局長決裁)
最近改正 令和 6 年 6 月 11 日 こ地字第 453 号 (こども青少年局長決裁)

(目的)

第 1 条 本要領は、横浜市出産・子育て応援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 4 条第 2 項に規定する出産応援金及び子育て応援金の交付等の経済的支援の実施のため、必要な事項を定めることを目的とする。

(出産応援金の交付対象者)

第 2 条 市長は、次条に規定する申請時において、以下の各号のいずれにも該当する者（以下「出産応援金の交付対象者」という。）に対し、母子保健法第 15 条が定める妊娠の届出（以下「妊娠の届出」という。）がされた 1 回の妊娠につき 1 回に限り、出産応援金 5 万円を交付する。

- (1) 横浜市に住所を有する者
 - (2) 実施要綱第 4 条第 1 号に規定する面談及びアンケート（以下「面談等」という。）を受けた者
 - (3) 令和 5 年 2 月 1 日以降に日本国内で妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）
 - (4) 横浜市以外の市町村で、同一の妊娠の届出がされた 1 回の妊娠に対し、厚生労働省子ども家庭局長が定める伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和 6 年 3 月 29 日こ成環第 99 号）に基づく伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業による経済的支援（以下「国の事業による経済的支援」という。）を受けていない者
 - (5) 国の事業による経済的支援を受けていない旨の申告並びに次条第 6 項に規定する事実の確認及び書類の提出に同意した者
- 2 市長は、前項第 1 号の規定にかかわらず、横浜市に住所を有しない者であっても、横浜市内に居住実態があり、配偶者からの暴力等の特別な事情が認められる者を、出産応援金の交付対象者にすることができる。この場合において、出産応援金の交付対象者は、横浜市内に居住実態があることを証明する資料を示さなければならない。
- 3 市長は、第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、横浜市において、面談等を受け、次条に規定する申請時に横浜市外に住所を有する者を出産応援金の交付対象者にすることができる。
- 4 市長は、第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、出産応援金の交付対象者が実施要綱第 4 条第 1 号に規定する面談又はアンケートを受けない正当な理由がある者を出産応援金の交付対象者にすることができる。
- 5 市長は、第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、妊娠の届出ができない特別な事情がある場

合には、妊娠の届出ができない者を出産応援金の交付対象者にすることができる。

- 6 市長は、第1項第3号の規定にかかわらず、未成年者である妊婦の親権者等、妊婦と同視できる者を出産応援金の交付対象者にすることができる。

(出産応援金の申請)

第3条 出産応援金の交付対象者は、出産応援金の交付申請を行わなければならない。

- 2 出産応援金の交付申請は、妊娠中に行わなければならない。ただし、出産応援金の交付対象者がその責めに帰することができない特別の事情により、妊娠中に出産応援金の交付申請を行うことができない場合、特別の事情がやんだ日から起算して3か月を経過した日までに、出産応援金の交付申請を行うことができる。
- 3 出産応援金の交付対象者は、第1項に規定する申請を行うにあたり、次の各号に規定する書類等を提出しなければならない。ただし、出産応援金の交付が現金による場合は、第3号に規定する書類等を提出する必要はない。
 - (1) 横浜市出産・子育て応援金(出産応援金)申請書(別紙様式第1号)
 - (2) 健康保険証、運転免許証等の出産応援金の交付対象者の本人確認ができる書類等の写し
 - (3) 通帳、キャッシュカード等の出産応援金の振込先の預金口座番号を示す書類等の写し
 - (4) 受診している医療機関が発行した医療費の領収書及び診断明細書、又は母子手帳の表紙及び医師が記載した「妊娠の経過」の写し等、妊娠したことを証明する書類等の写し
- 4 出産応援金の交付対象者が妊娠した者であることが明らかである場合、第3項第4号に規定する書類等が提出されたものとみなす。
- 5 出産応援金の交付申請は、電子申請(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と出産又は子育て応援金の交付対象者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。)によって行うことができる。
- 6 市長は、必要に応じて、横浜市、他の市町村又は出産応援金の交付対象者が受診する産医療機関等に対し、国の事業による経済的支援の有無、妊娠の事実の有無等の審査に必要な事実を確認し、出産応援金の交付対象者に審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(子育て応援金の交付対象者)

第4条 市長は、次条に規定する申請時において、以下の各号のいずれにも該当する者(以下「子育て応援金の交付対象者」という。)に対し、対象児童(令和5年4月1日以降に出生し、日本国内に住所を有する児童)1名につき、子育て応援金5万円を交付する。

- (1) 横浜市に住所を有する者
- (2) 面談等を受けた者
- (3) 対象児童を養育する者(以下「養育者」という。)

- (4) 横浜市以外の市町村で、同一の対象児童につき、国の事業による経済的支援を受けていない者
 - (5) 国の事業による経済的支援を受けていない旨の申告並びに次条第5項に規定する事実の確認及び書類の提出に同意した者
- 2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、横浜市に住所を有しない者であっても、横浜市内に居住実態があり、配偶者からの暴力等の特別な事情が認められる者を、子育て応援金の交付対象者にすることができる。この場合において、子育て応援金の交付対象者は、横浜市内に居住実態があることを証明する資料を示さなければならない。
 - 3 市長は、第1項第1号の規定にかかわらず、横浜市において、面談等を受け、次条に規定する申請時に横浜市内に住所を有する者を子育て応援金の交付対象者にすることができる。
 - 4 市長は、第1項第2号の規定にかかわらず、子育て応援金の交付対象者が実施要綱第4条第1号に規定する面談又はアンケートを受けない正当な理由が認められる者を子育て応援金の交付対象者にすることができる。
 - 5 第1項第3号に規定する養育者が複数いる場合、特別の事情がない限り、対象児童と同居する者を子育て応援金の交付対象者とする。
 - 6 市長は、第1項第3号の規定にかかわらず、未成年者である養育者の親権者等、養育者と同視できる者を子育て応援金の交付対象者にすることができる。
 - 7 次のいずれかに該当する者は、第1項第3号の規定にかかわらず、子育て応援金を交付しない。
 - (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
 - (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
 - (3) 法人
 - 8 出生届が出され、その後死亡した対象児童を養育していた者は、第1項第3号に規定する者とみなす。

（子育て応援金の申請）

第5条 子育て応援金の交付対象者は、子育て応援金の交付申請を行わなければならない。

2 子育て応援金の交付申請は、実施要綱第4条第1号に規定する面談が行われた日（以下「面談日」という。）から3か月を経過する日までに行わなければならない。ただし、子育て応援金の交付対象者がその責めに帰することができない特別の事情により、面談日から3か月を経過した日までに交付申請を行うことができない場合、特別の事情がやんだ日から起算して3か月を経過した日までに、子育て応援金の交付申請を行うことができる。この場合であっても、子育て応援金の交付対象者は、対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）以降の交付申請を行うことはできないものとする。

- 3 子育て応援金の交付対象者は、第1項に規定する申請にあたり、次の各号に規定する書類等を提出しなければならない。ただし、子育て応援金の交付が現金による場合は、第3号に規定する書類等を提出する必要はない。
 - (1) 横浜市出産・子育て応援交付金（子育て応援金）申請書（別紙様式第2号）
 - (2) 健康保険証、運転免許証等の子育て応援金の交付対象者の本人確認ができる書類等の写し
 - (3) 通帳、キャッシュカード等の子育て応援金の振込先の預金口座番号を示す書類等の写し
- 4 子育て応援金の申請は、電子申請によって行うことができる。
- 5 市長は、必要に応じて、横浜市、他の市町村又は子育て応援金の交付対象者が受診する産医療機関等に対し、国の事業による経済的支援の有無等の審査に必要な事実を確認し、子育て応援金の交付対象者に審査に必要な書類の提出を求めることができる。

（遡及分申請者の交付申請の特則）

- 第6条 令和4年3月31日以前に日本国内で妊娠の届出を行い、令和4年4月1日以降令和5年1月31日までに出産した者は、第2条第1項第3号に規定する者とみなす。
- 2 令和4年4月1日以降令和5年1月31日までに日本国内で妊娠の届出をした妊婦（前項に規定する者を除く。）は、第2条第1項第3号に規定する者とみなす。
 - 3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生し、かつ日本国内に住所を有する児童の養育者（前条第1項に規定する申請時において、日本国内に住所を有する者に限る。ただし、当該養育者に一時帰国等の特別の事情がある場合は、この限りでない。）は、第4条第1項第3号に規定する者とみなす。
 - 4 第1項、第2項及び前項に規定する者（以下「遡及分申請者」という。）は、令和5年2月1日から同8月31日までに出産応援金又は子育て応援金の交付申請を行わなければならない。ただし、訴求分申請者がその責めに帰することができない特別の事情により、出産応援金又は子育て応援金の交付申請を行うことができない場合、特別の事情がやんだ日から起算して3か月を経過した日までに、出産応援金又は子育て応援金の交付申請を行うことができる。この場合であっても、遡及分申請者は、令和6年3月1日以降に交付申請を行うことはできない。
 - 5 遡及申請者が出産応援金及び子育て応援金の交付申請を一括して行う場合、出産応援金又は子育て応援金の交付対象者のいずれかの者が交付申請をしなければならない。
 - 6 遡及分申請者は、出産応援金又は子育て応援金の交付申請にあたり、第3条第3項第1号又は第5条第3項第1号に規定する書類等の代わりに、横浜市出産・子育て応援金申請書（別紙様式第3号）を提出しなければならない。

（応援金の交付決定等）

- 第7条 市長は、出産応援金又は子育て応援金（以下両者を併せて「応援金」という。）の交付申請があったときは、審査の上、応援金の交付対象者に応援金を交付するか否かを

決定する。

- 2 市長は、第3条第1項又は第5条第1項の申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、出産・子育て応援金交付決定通知書（別紙様式第4号）又は出産・子育て応援金不交付決定通知書（別紙様式第5号）によって、第1項の決定を通知する。
- 3 第1項に規定する応援金の交付決定があった場合、交付決定日において、出産・子育て応援交付金（出産応援金）交付申請書（別紙様式第1号）、出産・子育て応援交付金（子育て応援金）交付申請書（別紙様式第2号）又は横浜市出産・子育て応援金申請書（別紙様式第3号）の提出をもって、応援金の請求があったものとする。

（応援金の交付）

第8条 市長は、応援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、特別の事情がない限り、交付決定日から30日以内に応援金を交付する。

- 2 前項の交付は、交付決定者名義の預金口座に振り込むことによって行う。ただし、前項の交付は、交付決定者が金融機関に預金口座を開設していない場合や金融機関から著しく離れた場所に居住している場合等、交付決定者名義の預金口座に振り込むことによって交付を行うことが著しく困難であると認められる場合、交付決定者の申し出により、市が指定する場所で現金を交付することによって行うことができる。
- 3 第1項の交付は、交付決定者の申し出により、交付決定者が指定する応援金の受領権限を有する者の名義の預金口座に振り込むことによって行うことができる。この場合において、応援金の受領権限を有する者は、交付決定者の委任状等の受領権限を示す書面を提出しなければならない。
- 4 市長は、交付対象者が死亡等の理由により応援金の交付を受けることができない場合、交付対象者の相続人、交付対象者が養育していた児童と同居し生計を同一にする者等、交付対象者と同視できる者に対し、応援金を交付することができる。この場合において、応援金の交付を受けようとする者は、交付対象者の死亡等の交付対象者が応援金の交付を受けることができない理由及び交付対象者と同視できる理由を示し、これらの理由を証明する資料を提出しなければならない。

（申請の取下げ擬制）

第9条 第3条第1項又は第5条第1項に規定する申請の不備により、応援金の交付決定又は交付ができない場合において、申請日から起算して1年を経過した日までに、申請者又は交付決定者が申請の補正を行わない場合には、当該申請は、交付決定前の時点に遡って取り下げられたものとみなす。

（決定の取り消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者又は第三者の不正の手段により応援金の交付を受けたとき。

- (2) 応援金の交付後に交付決定者が交付対象者でないことが判明したとき。
- (3) 応援金の交付の趣旨に鑑み、市長が応援金の交付を適当でないと認めたとき。

(応援金の返還)

第 11 条 交付決定者は、前条の規定により、応援金の交付決定が取り消されたときは、応援金の額の全部又は一部に相当する額を返還しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第 12 条 本要領に規定がない事項については、こども青少年局長が別に定める。

附則

この要領は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 10 月 10 日から施行し、令和 5 年 2 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 6 月 11 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

横浜市 出産・子育て応援金(出産応援金) 申請書

(届出先) 横浜市長

裏面の【確認事項】を確認の上、出産応援金(妊娠1回につき、5万円)を申請します。

1. 申請者の情報 (申請者は妊娠した方に限られます。)

		母子健康手帳番号			申請日	令和	年	月	日	
申請者	フリガナ						生 年 月 日			
	氏名						昭和	年	月	日
	住所	〒 -					電話	※連絡が取りやすい番号を記入		
		横浜市 区						- -		
妊娠届提出日時	妊娠届提出日時点の住所 (横浜市外を選択した場合のみ、住所をご記入ください)									
現住所と異なる場合 右の欄に記入	横浜市 区		〒 -							
振込指定口座	金融機関名		支店名		口座	口座番号(7ケタ)		口座名義(カナ又はアルファベット)		
	金融機関コード	銀行 金庫 信組 農協 漁協	支店コード	本・支店 本・支所 出張所	普通			電子申請では、申請者に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。		

※うち銀行の場合、支店名(コード)は3ケタの数字です。記号・番号ではありません。

※振込口座の名義人を申請者以外の方にしたい場合には、お問い合わせください。

2. 出産応援金のための面談の実施状況

以下の質問にお答えください。

※妊娠した方ご本人が横浜市内の区役所窓口で申請用二次元コードの記載された申請用紙を受け取った場合は、①の「はい」にチェックをしてください。

- ① 私は、横浜市内で面談を受けました。 はい いいえ
- ② 私は、横浜市以外で面談を受けました。 はい いいえ

「はい」の場合に記載してください。 で面談を受けた。

3. 医療機関の情報

保健指導を 行った医師	医療機関名		
	医療機関の住所		
又は助産師の 住所及び氏名	診察した人の氏名		
	医師、助産師の別	医師	助産師
出産を予定している医療機関名			

4. 確認事項 (必須回答:口を塗りつぶしてください。塗りつぶしがないと交付できません。)

裏面の【確認事項】1~8に間違いはありませんか。 はい、間違いありません。

裏面あり

事務局 使用 欄									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

横浜市 出産・子育て応援金(子育て応援金) 申請書

(届出先) 横浜市長

裏面の【確認事項】を確認の上、子育て応援金(お子様1人につき、5万円)を申請します。

1. 申請者の情報 (申請者は、面談・アンケートをした方に限られます。)

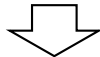
母子健康手帳番号		申請日 令和 年 月 日	
フリガナ	生 年 月 日		
氏 名	昭和 年 月 日		
	平成		
住 所	〒 - -		※連絡が取りやすい番号を記入
	横浜市 区		電 話 - -
交付対象児童の 出生日時	交付対象児童の出生日時点での住所 (横浜市外を選択した場合のみ、住所をご記入ください)		
現住所と異なる場合 右の欄に記入	横浜市内在住 横浜市外・国外		
振込指定口座	金融機関名	支店名	口座 口座番号(7ケタ) 口座名義(カナ又はアルファベット)
	銀行 金庫 信組 農協 漁協	本・支店 本・支所 出張所	電子申請では、申請者に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード	普通	

※ゆうちょ銀行の場合、支店名(コード)は3ケタの数字です。記号・番号ではありません。

※振込口座の名義人を申請者以外の方にしたい場合には、お問い合わせください。

2. お子さまの情報 ※今回交付対象となるお子さまの情報のみご記入ください

	(フリガナ) 氏 名	生年月日	居住	住所(別居の場合)	生計
児童		令和 年 月 日	同居 別居		同一・維持



多産児(ふたご等)の場合には、次の記載欄にご記入してください。記載欄が足りない場合には、お問い合わせください。

児童		同上	同居 別居		同一・維持
児童		同上	同居 別居		同一・維持
児童		同上	同居 別居		同一・維持

3. 「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施状況

「こんにちは赤ちゃん訪問」での面談を受けた方と児童との続柄を選択してください(※複数回答可)。

母 父 その他()

面談を受けた方の氏名をご記載ください(※複数回答可)。

氏名			
----	--	--	--

4. 確認事項(必須回答:口を塗りつぶしてください。塗りつぶしがないと交付できません。)

裏面の【確認事項】1~8に間違いはありませんか。 はい、間違いありません。

裏面あり

事務局 使用									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【確認事項】

- 1 横浜市出産・子育て応援事業実施要綱及び横浜市出産・子育て応援金事業実施要領を確認しました。
- 2 横浜市は、横浜市出産・子育て応援事業実施要綱と横浜市出産・子育て応援金事業実施要領(以下「要綱等」といいます。)に基づき、横浜市出産・子育て応援金の交付を行い、申請者は、要領等に従い、申請を行い、交付決定があった場合、応援金の交付を受けます。
- 3 横浜市以外で国の出産・子育て応援交付事業に基づく経済的支援(出産応援ギフト、子育て応援ギフトの交付等)を受けていない等、私は、横浜市出産・子育て応援金の交付要件に該当します。
- 4 横浜市出産・子育て応援金の交付の可否を判断するのに必要な限りで、住民基本台帳情報等の横浜市の公簿や医療機関・他の市町村・相談支援関係機関等が保有する情報(妊婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援のアンケート結果等の情報)を横浜市が確認し、医療機関等と共有することに同意します。
- 5 横浜市や医療機関等が保有する情報によって、必要な事項を確認できない場合、横浜市の申出に基づき、関係書類等の資料を提出することに同意します。
- 6 申請者は、横浜市長が交付決定したときは、交付決定日をもって、横浜市出産・子育て応援金を請求します。
- 7 申請不備による振込不能等の事由により、交付が当初の申請日から1年経過しても完了しない場合には、申請者は、出産・子育て応援金の申請を取り下げることに同意しました。
- 8 横浜市出産・子育て応援金の交付後、本申請書の内容に虚偽があることが判明した場合や、出産・子育て応援金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、申請者は、横浜市出産・子育て応援金を返還することに同意しました。

事務局										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

横浜市 出産・子育て応援金申請書

(届出先) 横浜市長

裏面の【確認事項】を確認の上、出産・子育て応援金を申請します。

1. 申請者の情報

		母子健康手帳番号			申請日	令和	年	月	日			
申請者	フリガナ								生	年	月	日
	氏名								昭和	年	月	日
住所	〒	-							電話	※連絡が取りやすい番号を記入		
	横浜市	区								-		
振込指定口座	金融機関名			支店名		口座	口座番号(7ケタ)			口座名義(カナ又はアルファベット)		
	金融機関コード			銀行 金庫 信組 農協 漁協	本・支店 本・支所 出張所	普通				電子申請では、申請者に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。		

※ゆうちょ銀行の場合、支店名(コード)は3ケタの数字です。記号・番号ではありません。

※振込口座の名義人を申請者以外の方にしたい場合には、お問い合わせください。

2. 交付対象児童の出産時の住所が横浜市外だった方は、出産時の住所を記載してください。

住所が国外だった場合は、記載が不要なので、3にお進みください。

交付対象児童の出生日時点での住所 (※国外の住所は記載不要です)	
〒	-

3. 妊娠から出産までの間、日本国外にいた方にお伺いします。

妊娠中に妊娠届を国内に届出しましたか。 はい いいえ

※妊娠中に妊娠届を国内に届出していない方は、出産応援金のみ(5万円)の交付になります。

4. お子さまの情報 ※今回交付対象となるお子さまの情報のみご記入ください

	(フリガナ) 氏名	生年月日	居住	住所(別居の場合)
児童		令和 年 月 日	同居・別居	



多産児(ふたご等)の場合には、次の記載欄にご記入してください。記載欄が足りない場合には、お問い合わせください。

児童		同上	同居・別居	
		同上	同居・別居	
		同上	同居・別居	

5. 確認事項(必須回答:口を塗りつぶしてください。塗りつぶしがないと交付できません。)

裏面の【確認事項】1~8に間違いはありませんか。 はい、間違いありません。

裏面あり

事務局 使用 欄																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>1</p> <p>横浜市出産・子育て応援事業実施要綱及び横浜市出産・子育て応援金事業実施要領を確認しました。</p> <p>横浜市は、横浜市出産・子育て応援事業実施要綱と横浜市出産・子育て応援金事業実施要領(以下「要綱等」といいます。)に基づき、横浜市出産・子育て応援金の交付を行い、申請者は、要領等に従い、申請を行い、交付決定があった場合、応援金の交付を受けます。</p> <p>横浜市以外で国の出産・子育て応援交付事業に基づく経済的支援(出産応援ギフト、子育て応援ギフトの交付等)を受けていない等、私は、横浜市出産・子育て応援金の交付要件に該当します。</p> <p>横浜市出産・子育て応援金の交付の可否を判断するのに必要な限りで、住民基本台帳情報等の横浜市の公簿や医療機関・他の市町村・相談支援関係機関等が保有する情報(妊婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援のアンケート結果等の情報)を横浜市が確認し、医療機関等と共有することに同意します。</p> <p>横浜市や医療機関等が保有する情報によって、必要な事項を確認できない場合、横浜市の申出に基づき、関係書類等の資料を提出することに同意します。</p> <p>申請者は、横浜市長が交付決定したときは、交付決定日をもって、横浜市出産・子育て応援金を請求します。</p> <p>申請不備による振込不能等の事由により、交付が当初の申請日から1年経過しても完了しない場合には、申請者は、出産・子育て応援金の申請を取り下げることに同意しました。</p> <p>横浜市出産・子育て応援金の交付後、本申請書の内容に虚偽があることが判明した場合や、出産・子育て応援金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、申請者は、横浜市出産・子育て応援金を返還することに同意しました。</p>
--

<p>事務局 使用 欄</p>											
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(様式第4号)

横浜市こ地字第 号

年 月 日

横浜市出産・子育て応援金交付決定通知書

横浜市 長



次の申請に対し、以下の応援金を交付します。

申請者	
申請日	年 月 日
交付決定日	年 月 日
振込予定日	年 月 日
出産応援金の交付額	円
子育て応援金の交付額	円

※特別の事情がない限り、交付決定日から30日以内に出産・子育て応援金を交付します。

※申請書（請求書）の不備により、応援金の振込ができない場合、申請日から1年を経過した日までに、申請者が申請書の補正を行わない場合には、申請が取り下げられたものとみなします。

※市長は、出産・子育て応援金の交付決定後であっても、申請者が交付対象者に該当しないことが判明した場合や不正の手段により応援金の交付を受けた場合等には、交付決定を取り消し、応援金の返還を求めることができます。

【問い合わせ先】

横浜市出産・子育て応援金コールセンター

電話 0120-616-626

FAX 045-550-3946

電話受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

(様式第5号)

こ地字第 号
年 月 日

横浜市出産・子育て応援金不交付決定通知書

横 浜 市 長



次の申請に対し、以下の応援金を交付しません。

申請者	
申請日	年 月 日
応援金の名称	
理由	

【問い合わせ先】

横浜市出産・子育て応援金コールセンター

電話 0120-616-626

FAX 045-550-3946

電話受付時間 平日 午前9時から午後5時まで